

石岡市告示第504号

公募型プロポーザルに係る手続開始の告示

石岡市ふるさと納税推進業務委託に係る公募型プロポーザル実施について、次のとおり公告する。

令和4年5月30日

石岡市長 谷 島 洋 司



1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名称 石岡市ふるさと納税推進業務委託
- (2) 業務内容 別紙「石岡市ふるさと納税推進業務委託仕様書」に記載する業務
- (3) 上限額 5,280,000円以内（消費税及び地方消費税含む）
- (4) 契約期間 契約締結日の翌日から令和5年3月31日

2 参加資格要件

(1) 参加要件

本プロポーザルに参加することができる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

ア 入札参加有資格者名簿に登録されていないが、参加意向申出書を提出した時点で当該案件に対応するとして定めた種目において現に申込み中であり、候補者を特定する期間までに登録が完了している者であること。

イ 石岡市において競争入札参加資格を有する場合、競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第255号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがされていない者であること。

オ 国や地方自治体等において、本業務と同等もしくは、類似した業務受託実績があり、本業務に関する知識と能力を有していること。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関わりを持つ者でないこと。

(2) 失格要件

- ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない者
- イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- カ 虚偽の内容が記載されているもの
- キ 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- ク ヒアリングに出席しなかった者

3 参加手続等

(1) 事務局

石岡市財務部管財課 担当：齋藤・前島

郵便番号 315-8640
住所 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1
電話番号 0299-23-1111 (代表) 0299-23-7294 (直通)
FAX番号 kanzai@city.ishioka.lg.jp

(2) 参加意向申出書の提出

- ア 提出書類 プロポーザル参加意向申出書 1部 (様式第1号)
- イ 提出期限 令和4年6月13日 (月) 午後5時15分まで (必着)
- ウ 提出方法
担当部署へ持参又は郵送で提出すること。(持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除いた平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。)

4 その他

プロポーザルに関する詳細は、「提案書作成要領」による。